

京都市消防局訓令乙第5号

各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成19年12月28日

京都市消防局長 折 坂 義 雄

第2条第1項中「、休息时间」を削る。

第5条第1項中「第5条第3項」を「第4条第4項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

勤務の区分	勤務時間	休憩時間	休 日
毎 日 勤 務	午前8時30分から午後5時15分まで	1時間	条例第4条第1項各号に規定する休日
三 部 勤 務	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午前8時30分から翌日の午前8時30分まで	午後5時15分までの勤務については1時間 午前8時30分までの勤務については8時間30分	3週間を通じて6日並びに日勤日が条例第4条第1項第2号及び第3号に規定する休日に当たる日

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この訓令の施行の日前から引き続き勤務に関するこの訓令による改正後の京都市消防職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定の適用については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 三部勤務の午前8時30分から翌日の午前8時30分までの勤務時間における休息時間については、改正後の規程にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

(消防局総務部人事課)